

## 西宮市営住宅建替PFI事業者等選定委員会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、西宮市附属機関条例（平成12年西宮市条例第36号）に規定する西宮市営住宅建替PFI事業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(担当事務の対象となる事業等)

**第2条** 委員会の担当事務の対象となる事業等は、以下のものとする。

- (1) 市営住宅建替事業のうち、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）により実施する事業等。
- (2) 市営住宅耐震改修他工事のうち、設計・施工一括発注方式により実施するものであり、かつ、入札参加者の技術力の活用により、市営住宅の住民の負担軽減、コスト縮減、工期の短縮を図ることができ、入札者が有する特別な設計技術と施工技術を一体で活用することにより、設計・施工技術と入札価格を総合的に評価することが妥当な工事。

(所掌事務)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事項のうち、必要なものについて意見を述べるものとする。

- (1) 実施方針（案）に関すること。
- (2) 特定事業の選定（案）に関すること。
- (3) 要求水準書（案）に関すること。
- (4) 発注仕様書（案）に関すること。
- (5) 入札説明書（案）及び契約書（案）に関すること。
- (6) 募集計画に関すること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づく落札者決定基準に関すること。
- (8) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、入札者による提案書等について審査するものとする。

3 委員会は、前項に定める審査に基づき、落札者候補として最も適当なものを選定し、市長に答申するものとする。

(委員の責務)

**第4条** 委員は、公平かつ公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、当該建設工事等の技術提案に参加してはならない。

3 委員は、会議その他で知り得た技術提案及び評価等の内容を他に漏らしてはならない。

委員の職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

**第5条** 会議は、公開とする。ただし、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）

第6条各号のいずれかに該当する情報について審査する場合は、選定委員会の決定により

非公開とすることができる。

(事務局)

**第6条** 選定委員会の事務局は、都市局住宅部住宅建替推進課に置く。

(委員会の細則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会の

承認を得て定める。

付 則

1 この規則は、平成25年8月1日から実施する。

2 市営石在町団地PFI事業者選定委員会設置要綱、及び市営住宅耐震改修工事落札者候補選  
定委員会運営要領は廃止する。

付 則

この規則は、平成30年4月2日から実施する。